

ひ・め・じ・し

消費生活センターだより

2019
下半期号

発行 姫路市消費生活センター

もくじ

- ◆若者の間で広がる「マルチ商法」
～友達を誘うだけで、簡単にもうかるの？～
- ◆インターネットでの旅行予約
～しっかり確認しないとトラブルに！！～
- ◆「エシカル消費」で持続可能な開発目標(SDGs)に貢献！

若者の間で広がる「マルチ商法」 ～友達を誘うだけで、簡単にもうかるの？～

商品やサービスを契約して販売組織に入り、その商品を再販売しながら新たな会員を増やしていくことでマージンが得られる「マルチ商法」。ネットワークビジネスとも言われています。

消費生活センターには、友達や同僚からもうけ話をされ、「断りきれずに契約したが、やめたい」といった相談が多く寄せられています。また本人が「絶対もうかる」と信じ込んでいる場合もあり、心配した家族や友人からの相談も少なくありません。

簡単には、もうかりません
友達を失ってしまうことも…

姫路市消費生活センター
啓発キャラクター
いややつ娘

もうかるのは販売組織の上部にいる一部の人だけです。会員を増やせずに大量の在庫と借金(ローン)だけが残るケースがほとんどで、友人や知人を無理やり勧誘して人間関係を壊してしまうだけではなく、ウソの説明をすれば自分自身が加害者になってしまう可能性もあります。

【トラブル事例】高校の先輩から「久しぶりに会わないか」とメッセージがあった・・・



2022年に成年年齢が18歳に引き下げられれば、被害拡大のおそれがある…



成人になりたての社会経験の少ない若者は、簡単に事業者の言葉を信じてしまいます。

成人になると

- ・親の同意なく契約できる
- ・借り入れやクレジット契約ができる

その一方で



法律による保護(未成年者取消権)がなくなるので、消費者トラブルに巻き込まれやすくなる

トラブルが身边に潜んでいることを意識し、誘い文句をうのみにせず、一旦立ち止まって考える習慣をつけましょう。

トラブル回避のポイント

①必要のない場合はきっぱり断る

あいまいな態度は話を長引かせ、断りにくくなります。事業者の実態やもうけ話の仕組みがわからないものは契約しないことです。冷静に話を聞き、友人の誘いでも契約したくなればきっぱりと断りましょう。

②「必ず」「簡単に」「だれでも」 もうかるような話はない

成功話は、一部の成功例を強調しているだけです。確実にもうかるビジネスなどありません。勧説時に「会員になって」「紹介すれば」などの言葉が出たら、マルチ商法の可能性が高いので注意が必要です。

③安易に借金しない

クレジットでの高額決済はしない

「お金がない」と断っても、消費者金融などで借金させて支払わせるケースも見られます。安易に借金すると、多重債務や自己破産に陥る危険性があります。借金や高額決済をしないとできないような取引は危険です。

④あやしいと思ったら行かない

「ためになる」「もうかる」と誘われても、「なんか変だ」「あやしい」と感じたら行かないことです。友人や先輩の誘いでも断りましょう。



～契約してしまった場合～ できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう

マルチ商法は、複雑でトラブルの多い取引形態のため、法律で厳しい規制があり、消費者を保護するためにクーリング・オフや中途解約などのルールもあります。



●やめたら、返金してもらえるの？

契約書面を受け取った日または、商品を受け取った日のいずれか遅い日から20日以内であれば、クーリング・オフによる無条件解約ができます。期間を過ぎていても、書類不備などによりクーリング・オフできる場合もあります。

●中途解約や在庫の返品はできるの？

いつでも中途解約でき、入会して1年内に解約する場合は、商品を受け取って90日以内の未使用品であれば、購入代金の1割の解約料を支払うことで返品できます。



インターネットでの旅行予約 ～しっかり確認しないとトラブルに!!～

インターネットでホテルや航空券などを予約できる「旅行予約サイト」。いつでも手軽に予約ができる反面、店舗での予約と異なり、対面で詳しい説明を受けることができません。予約内容やキャンセル料などの契約条件をよく確認しないで予約すると、思いがけないトラブルに遭うことがあります。

今回は、そのトラブル事例と注意すべきポイントについてご紹介します。

【事例 1】

旅行予約サイトで、半年後の航空券を予約した。数日後にキャンセルを申し出ると代金の50%の解約料を請求された。



【事例 2】

旅行予約サイトで予約中「エラー」が表示されたため、再度予約手続きをしたら、二重予約になっていた。

【事例 3】

ネットで航空券を予約した際、氏名のスペルを間違えて入力してしまったため、航空会社から搭乗できないと言われた。

【事例 4】

予約後、「予約確認メール」を確認しなかった。届いていないのか、自分が削除してしまったのか不明。予約番号がわからず何も手続きができない。

～注意すべきポイント～

・ サイトの利用前に、サイト運営事業者の基本情報を確認しましょう

インターネット上には、国内外の旅行予約サイトが混在しています。

・ 国内の事業者

旅行業の登録があるか確認しましょう。

・ 海外の事業者

トラブルになった際、日本の法律を用いた交渉が難しい場合があります。また「日本語で相談できない」「商慣習の違い」などから解決が困難になる可能性があります。



事業者の所在国、顧客対応窓口への連絡方法、日本語対応の可否等を事前に確認しましょう。

・ 申込みを完了する前に、契約条件や予約内容をよく確認しましょう

自己都合によるキャンセルは、原則規約に沿ったキャンセル料が発生します。予約内容の変更やキャンセルに関する条件（キャンセル料の金額、発生時期など）を必ず確かめ、急な予定変更などのリスクを考慮したうえで利用しましょう。また、操作ミスには十分注意し、日程や名前、メールアドレスなどが正確に入力されているか、申込前の確認画面で詳細までしっかりチェックしましょう。

・ 予約確認メールなどは、旅行が終わるまで保管しましょう

予約確認メールは、予約内容やキャンセル料等の契約条件を明示する大切なものです。予約確認メールが届いたら、その内容をよく確認したうえで、旅行が終わるまで大切に保管しましょう。また申し込みをしたのに予約確認メールが届かない場合は、必ず事業者に問い合わせましょう。



トラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう



～「エシカル消費」できることからはじめよう！～

「エシカル消費」で持続可能な開発目標 (SDGs「エスティージーズ」)に貢献！

「エシカル」とは、「倫理的・道徳的」という意味で、「エシカル消費」とは、**人や社会、地球環境に配慮したものやサービスを選んで消費すること**です。
今回は、エシカル消費とSDGsとのつながりについてご紹介します。



「エシカル消費」が注目されています！

SDGsとは、世界が直面するさまざまな問題の解決に向けて、2030年までに世界の国々が協力して取り組むべき17の目標です。

2015年の国連サミットで採択され、貧困や飢餓といった問題から働きがいや経済成長、気候変動にいたるまで、21世紀の世界が抱える問題が挙げられています。

「エシカル消費」は、この目標を達成するために、一番身近でだれでも手軽に取り組める行動として注目されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



買い物は、「投票」です！ 私たちの買い物が世界の未来を変えます！

買い物には、どんな商品やサービス、どんな企業を支持するのかという、いわば「投票」の意味が含まれています。私たちが買い物をするとき、「人や社会、地球環境に優しいものやサービス」を選べば、企業は「人や社会、地球環境に優しいものやサービス」を提供します。私たち一人ひとりが、思いやりのある買い物や暮らしをすれば、世界のいろいろな問題がよりよい方向に向かっていきます。



「エシカル消費」にルールはありません。商品やサービスを選ぶとき「地球や環境に優しいのかな」「誰かを傷つけていないかな」など考えることが、「エシカル消費」につながります。まずは無理せず自分のできることから始めてみましょう。私たちの消費行動が、世界の未来を変えていきます。

消費生活センターからのお知らせ

姫路市消費生活センターでは、市民からの消費生活に関するご相談を電話又は来所でお受けし、その問題解決に向けて情報提供やアドバイスを行っています。相談は契約書などを確認したり、契約時にどのようなやりとりがあったかなどの詳しい話をお聞きしながら対応しますので、メールでの相談は受け付けておりません。平日は仕事があるので相談できないという場合は、下記の相談窓口をご利用ください。



消費者
ホット
ライン

い や や
188※年末年始は除く

平日 最寄りの消費生活センターの相談窓口につながります
土・日・祝日 国民生活センターにつながります(10:00~16:00)

アナウンスに従って操作してください。IP電話など、一部の電話からはつながりません。
詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧下さい。

※土日祝日の相談窓口は緊急避難的な助言を主に行っており、原則、即日回答のみとなります。

相談専用電話
(079)221-2110

※姫路市に在住、在勤の方に限ります

事業者からの相談は受け付けていません

◆◆◆消費生活上のご相談、お問い合わせは◆◆◆

姫路市消費生活センター

姫路市安田四丁目1番地(姫路市役所1階)

※メールでの相談は受け付けていません

受付時間:月曜日~金曜日 9時~17時

姫路市消費生活センター



検索